邑楽町議会 全員協議会 概要書　　【令和８年７月 29 日開催】

《議会関係事項》

（１） 政務活動費について

制度の導入に向け、交付方法および使途基準の細則について協議が行われました。

■交付方法の変更：当初案では「先払い」を想定していましたが、情報の透明性確保と不適切な支出を未然に防ぐ観点から、議員全員の合意により、実際に支出した費用を後から精算する「後払い（精算払い)」方式を採用することとなりました。

■使途基準の厳格化：ガソリン代の算出基準（１km あたり 20 円）や、領収書が発行されないＥＴＣ利用時の証明方法（利用履歴の添付)、宿泊費の上限設定、新聞購読料（２紙目以降を対象とするルール）など、町民の納得感を得られる厳格な運用基準について詳細な確認を行いました。

（２） 各委員会の視察調査について

議会運営委員会・常任委員会合同視察調査（10 月予定）について報告されました。

■視察先：茨城県久慈郡大子町、茨城県常陸大宮市、福島県田村郡三春町

■報告フロー：視察終了後、各議員が報告書を作成し、委員長が定例会にてその成果を報告するまでの流れを確認しました。

（３） その他

１ 群馬県未来構想フォーラムについて

議員の参加が「公務」に該当するかを検討しました。原則として任意参加（私的活動）とし、議会を代表して出席する場合を除き、公務とは認定しない方針を確認しました。

２ 配付資料等

行政区別人口表その他資料を配布、町民から寄せられた意見の共有、および「2026 おうら祭り」における駐車許可証や服装（法被着用等）について周知されました。

３ 議場の有効活用

地域に開かれた議会を目指す取り組みとして、町内中学生の主張大会に向けた練習場所として議場を貸し出すことが報告されました。

４ 意見交換会等の準備

来年１月に予定している議会報告会・意見交換会について、任期最後となることから早期にテーマ設定等の協議を開始することを確認しました。

５ 議員の規律と礼法

登壇時の礼法や行事参加時のふさわしい服装など、議員としての自覚ある行動について議論がなされました。